

○新地町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

○新地町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

平成17年6月14日訓令第17号

改正

平成22年2月2日訓令第1号

新地町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に存する住宅の所有者が当該住宅の耐震診断を希望する場合、予算の範囲内において耐震診断を行う建築士等を派遣して耐震診断を実施することにより、地震に対する住宅の安全性の確保・向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている一般診断法（以下「一般診断法」という。）に基づき、地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震診断者 耐震診断を行うものをいう。なお、耐震診断者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属し、同法第5条に規定する建築士で、かつ、福島県が実施する木造住宅耐震診断の業務に必要な講習会を受講した者のうち、耐震診断者名簿に登録された者とする。

(対象住宅)

第3条 耐震診断者の派遣対象となる木造住宅（以下「対象住宅」という。）は、町内に存し、次の各号に掲げる要件にすべて該当するものとする。

- (1) 所有者が自ら居住する住宅
- (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
- (4) 過去に、この要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅

(派遣の申込み)

第4条 この要綱に基づき耐震診断者の派遣を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者1人をいう。）は、構造的に独立した棟毎に、新地町木造住宅耐震診断者派遣申込書（様式第1号）により町長に申込まなければならない。

(派遣の決定)

第5条 町長は、前条の規定による派遣の申込みがあったときは、派遣する耐震診断者を決定し、その旨を新地町木造住宅耐震診断者派遣決定通知書（様式第2号）により当該申込者（以下「派遣依頼者」という。）に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(派遣の辞退)

第6条 派遣依頼者は、前条に定める決定通知書を受けた後において耐震診断者の派遣を辞退するときは、速やかに新地町木造住宅耐震診断者派遣辞退届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第7条 町長は、派遣依頼者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の派遣の決定を取消することができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき
- (2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取消したときは、その理由を付けて、新地町木造住宅耐

震診断者派遣取消通知書（様式第4号）により当該派遣依頼者に通知するものとする。

（耐震診断者の派遣）

第8条 町長は、第5条第1項の耐震診断者を決定したときは、速やかに当該耐震診断者を派遣しなければならない。

（派遣に要する費用）

第9条 耐震診断者の派遣に要する費用は、町が負担するものとする。

（派遣依頼者の費用負担額）

第10条 前条の規定にかかわらず、耐震診断者の派遣を受けた派遣依頼者は、一の診断につき6,000円を、耐震診断終了直後に当該耐震診断者に支払うものとする。

（業務の委託）

第11条 町長は、本事業に関する業務の全部又は一部を専門機関（以下「受託機関」という。）に委託することができる。

（診断結果の通知）

第12条 受託機関は、耐震診断の結果を、耐震診断結果通知書（様式第5号）により当該派遣依頼者に送付するものとする。

（派遣依頼者に対する情報の提供、助言及び勧告）

第13条 町長は、派遣依頼者に対して、耐震診断結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な限度において、情報の提供、助言及び勧告を行うことができる。

（耐震診断者等の責務）

第14条 耐震診断者及び受託機関は、本事業に関し知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断者は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）耐震診断に関し、派遣依頼者から第10条に規定する費用負担額以外の金銭を受け取ること

（2）派遣依頼者に対し、不必要な改修を勧めること

（3）その他耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと

3 耐震診断者の所属する建築士事務所（当該建築士事務所の開設者等が関係する建設会社を含む。）は、当該耐震診断者が耐震診断を行った住宅の耐震改修工事及びこれらに類する工事を行ってはならない。

（補則）

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成22年2月2日訓令第1号）

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

様式第1号

（第4条関係）

様式第2号

（第5条関係）

様式第3号

（第6条関係）

様式第4号

（第7条関係）

様式第5号

（第12条関係）